

関税定率法施行令及び輸入品に対する内国消費税の  
徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

1. 条約の規定による特定用途免税貨物としてグローバル戦闘航空プログラム（G C A P）政府間機関の設立に関する条約第35条(2)の規定に該当する貨物を指定することとする。（関税定率法施行令第25条の2及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第13条関係）
2. この政令は、同条約の効力発生の日から施行することとする。  
(附則関係)